

2004年2月3日  
区長室政策担当

## 中野区の施設に係る指定管理者制度の基本的考え方

### 1. 制度の概要

公の施設の管理に、従来の管理委託制度に代わる「指定管理者制度」を導入した地方自治法の一部を改正する法律が、平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行されたのを受けて、中野区の公の施設にも指定管理者制度が適用されることとなった。

「指定管理者制度」とは、多様化する区民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、区民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。

地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行う、従来の「管理委託制度」を改め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行するもので、指定管理者の範囲として特段の制約を設けないとしており、民間事業者も含め、広く門戸を広げるものである。

区としては、区立保育園の2園について、平成16年4月からの導入を予定しており、既に中野区保育所条例の改正をしたところである。

### 2. 対象施設

旧法第244条の2第3項により管理を委託している公の施設

現在は管理委託を行っていない（新規建設施設を含む。）が、指定管理者制度を導入することにより、経費の削減が見込めるか、より高いサービスの提供が可能となる施設

（検討の対象となる施設は、児童館、学童クラブ、高齢者会館、公園（運動施設は による）自転車駐車場、PFI対象事業など）

### 3. 経過措置期間

の施設については、この法律の施行後3年以内（平成18年9月1日まで）に、指定管理者制度に移行するかどうかを検討し、移行する場合は、同日までに当該公の施設の設置条例を改正する必要がある。なお、経過措置に係る解釈については、総務省行政課から次のとおり示されている。

「経過措置期間においては、法改正施行の際に、現に旧法第244条の2第3項により管理を委託している公の施設は、その設置管理条例が存続する

間は、契約の更新等により従前の管理委託契約が存続するときは、指定管理者制度への移行を要しない。なお、準備が整った自治体については経過措置期間内であっても速やかに指定管理者制度に移行されたい」

#### 4. 今後の区取組

##### (1) 一般通則的条例の制定

指定管理者制度について条例に規定する事項は、指定管理者の指定の  
手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲の具体的内容、その他  
必要な事項とされている。

区としては、制度導入にあたり、申請方法や選定基準などの指定の手続  
等、各施設に共通する事項について規定する、一般通則的な条例「中野区  
公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」を制定することとし、  
平成16年第1回中野区議会定例会に議案を提出する。

##### (2) 制度移行のスケジュール

条例施行後（公布の日から施行）、上記2の の施設の主管課は、速やか  
に移行への検討及び手続を行うものとする。条件整備が整い次第、平成17  
年4月を目途に移行する。それ以外の施設についても、平成18年4月には  
移行する。 の施設については、指定管理者制度の検討を行った上で、可能  
となる施設から速やかに導入への手続に着手する。

##### (3) 導入にあたっての手順（新規施設を除く。）

上記条例施行後、指定管理者制度に移行しようとする区施設は、この  
条例を根拠に、公募の手続を行うこととなる。公募条件等に関し、公告  
し、指定管理者になろうとするものから申請を受け付ける。

各施設が公募を行う意義は、現行施設設置条例（規則）に規定してい  
る管理の基準、業務の範囲など基本業務の水準及びそれ以外の提案を求  
めることが可能となり、本制度の趣旨を最大限発揮するものである。

提案のあった内容を指定管理者（予定者）が行う業務範囲とすること  
が適当と考える場合には、その内容を反映させた管理の基準、業務の範  
囲などの規定を追加する、施設設置条例の改正を行う。

設置条例の改正と合わせ、同議会において、指定管理者の指定の議決  
を経て指定する。

##### (4) 公募の考え方

今回の指定手続に関する条例を定めることで、指定管理者制度を導入する  
施設は、原則として公募となり、同じ条件で選定することとなる。ただし、  
施設の特性等の理由により、公募により難しい場合には、施設毎の設置条例に  
公募によらない特例の規定を設けることとする。

( 5 ) 選定委員会

指定管理者に管理を行わせようとする施設ごとに、主管部内に選定委員会を設置する。選定委員会において、選定基準（区民の平等利用、最大限の効用発揮、管理能力、経費縮減その他施設ごとに定める基準）に照らし、最も適当な団体を選定する。

( 6 ) 指定期間

指定期間は、管理業務を開始する日から起算して概ね3年～5年とする。ただし、PFI事業など施設の性質・目的からこれにより難しい施設についてはこの限りではない。

( 7 ) その他

その他、必要事項、課題等については、検討・整理を行い、実施要領の中に明記する。

## 指定管理者の指定に関する基本的な流れ

